

ご存知ですか？

家電製品のリサイクル



Q 4月から始まった
「家電リサイクル法」って
どんな法律なの？

廃棄物（4品目）の
処理はどうするの？

不要となつた4品目の家
電製品は、購入した小売店
または同種の製品を買い換
える小売店に引き渡していく
ださい。この際、消費者が
負担する料金はリサイクル
料金と、指定引取場所まで
の収集運搬料金となります。
また、処分したい家電製
品を購入した小売店が廃業
等で存在しない、引っ越し
等で存在しない、引っ越し

A

今年4月から「家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）」が施行されました。これは、使用済みの家電製品を上手にリサイクルして、ごみ問題や資源の有効活用、地球問題を改善するためにつくられた法律です。

廃棄される家電製品の引き取りと運搬は小売店に、商品化は家電メーカー等に義務づけられ、その費用は消費者が負担するという役割が始まりました。平成13年4月現在、対象となる家電製品はエアコン、テレビ（ブラウン管式）冷蔵庫、洗濯機の4品目です。

で購入した小売店が遠方に
なつた等の理由に限つて八
日市場市ほか三町環境衛生
組合で引き取ります。この
際、消費者は郵便局での家
電リサイクル券の購入と、
環境衛生組合で定められた
指定引取場所までの収集運
搬料金（別表）を負担する
ことになります。

収集運搬料金は、廃棄物（家電4品目）を引き渡す者に、お支払いください。

引き渡しの流れ

廃棄物の引き渡し

収集費用
の支払い



小売店

八日市場市ほか
三町環境衛生組合

リサイクル料金の支払い方法及び収集運搬料金は小売店により異なります。

●小売業者に引き取り義務があるのは
●過去にその廃棄物をお買い求めになられた店
●買換えの際、お買い求めになられた店です。

事前に、家電リサイクル券を郵便局で購入します。
収集運搬料金は環境衛生組合で決められています。



指定引取場所

リサイクル施設